

# 森林整備に係る一部費用を補助します!

※手続きや不明な点は、農林課林業振興係までお問い合わせください。

■ 国・県の補助金に加えて市が補助金を交付します。(上限1所有者あたり10ha・500m)

● 国の事業に該当する補助にさらに市がかさ上げ補助を行います

施業種	国補助率	県補助率	市補助率
新植・下刈り・枝打ち	51%	17%	20%
雪起こし・除伐・間伐・複層林改良・作業道	51%	17%	15%

※森林経営計画(山の管理に関する5年計画)が策定されている山林が対象です。

■ 国・県の補助金の対象外でも市が補助金を交付します。(上限1所有者あたり10ha・500m)

● 自分で施業する場合、施業を委託する場合

施業種	市補助率
新植・下刈り・枝打ち・雪起こし・除伐・間伐・複層林改良・作業道	60%

☎ 農林課林業振興係 ☎62-5517

## 第23回 ながなわとび大会

# 12月23日 土

### 合川体育館 9時30分~

男女年齢問わずどなたでも参加できます!

**ルール** 試技2回の合計跳躍回数を競います!  
1チーム10名以上  
(跳び8名、まわし手2名)

**申込** 事前に申し込み  
ください

▼詳しくはこちら



**申込締切** 12月8日(金)

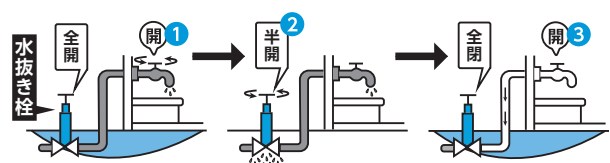
**申込先** 鷹巣体育館 ☎62-3800  
合川体育館 ☎78-2178  
森吉総合スポーツセンター ☎60-5566  
阿仁体育館 ☎82-2126

☎ 鷹巣体育館 ☎62-3800

## 冬期間の水道凍結にご注意を!

凍結の防止策について

・水道管・じゃ口を保温しましょう。  
・水抜き栓をきっちり閉めて、じゃ口を開けましょう。  
※水抜き栓(ハンドル式)は「半開」の状態では地下に水が漏れてしまい、その分水道料金も発生してしまいます。  
必ず「全開」または「全閉」の状態で使用してください。



冬期間使用されない方は中止(閉栓)の連絡を水道管やボイラーが凍結破損し漏水してしまうと、修理費用だけでなく、水道料金も高額になってしまうことがあります。冬期間使用されない場合は中止(閉栓)の連絡をしてください。

**給油器・温水器・受水槽等の保守管理を**  
定期的にメンテナンスを行うなど自主的な保守管理をお願いします。

☎ 水道お客様センター ☎67-6052

相談無料!

# 人権・困りごと相談所のご案内

法務省および全国人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

近隣との争いごと、配偶者からの暴力、結婚・離婚の強要・妨害、いじめや体罰、子どもや高齢者への虐待、インターネットによる誹謗中傷、外国人や障がいのある人への差別など、悩みごとや困りごとがありましたらご相談ください。相談内容についての秘密は厳守します。

### 日時・相談場所

月日	時間	会場
12月10日(日)	10時~15時	市民ふれあいプラザ
		合川公民館
		四季美館
		阿仁公民館

### 電話相談

平日の8時30分から17時15分まで電話による相談も受け付けています。

- みんなの人権110番 ☎0570-003-110
- 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- こどもの人権110番 ☎0120-007-110

☎ 秋田地方方法務局人権擁護課 ☎018-862-1443

## 家屋の全部または家屋の一部を取り壊したら届け出が必要です

家屋に対する固定資産税は毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。年の途中で取り壊した家屋については翌年度から課税されません。(届け出がないと取り壊しの確認ができず、翌年度以降も課税されていることがあります)

### 【登記家屋を滅失した場合】

法務局への滅失登記が必要です。滅失登記が年内に完了しない場合、滅失登記を行わない場合は税務課へ「家屋滅失届」の提出が必要です。

### 【未登記家屋を滅失した場合】

床面積の大小にかかわらず、必ず税務課へ「家屋滅失届」の提出が必要です。

### 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅が建っている土地(住宅用地)には課税標準の軽減の特例措置が適用されますが、家屋を全て取り壊した場合には特例措置が適用外となります。

☎ 税務課市税係 ☎62-1116

## 使わなくなった制服等をご提供ください!

1月に制服等のリユース無料譲渡会を実施します。お子さまの進学などで使わなくなった制服等がありましたら、ぜひご提供ください。

### 回収する品物

市内の中学校、県北の高校等の制服(夏用・冬用)/校章/ボタン/ネクタイ/スカーフ/学校指定のジャージ、半袖、短パン/柔道着(体育授業用)、習字、絵の具、彫刻刀、裁縫の各セット  
※制服はクリーニング済みのものに限りません。

**回収期間** 通年(平日9時から17時まで)

**回収場所** ● 子ども課子育てあんしん係(本庁舎9番窓口)  
● 合川・森吉・阿仁総合窓口センター

☎ 子ども課子育てあんしん係 ☎84-8778